

## 報告第 2 4 号

### 臨時代理の報告について

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成 2 1 年東広島市教育委員会規則第 2 号）の一部改正について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

#### 1 報告理由

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正に当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

#### 2 臨時代理の内容

##### (1) 改正の内容

平成 3 0 年度東広島市一般会計補正予算（第 1 号）の議決に伴い、新たに東広島市特別支援教育相談員、東広島市スクールサポートコーディネーター、東広島市部活動支援員及び東広島市外国語指導助手コーディネーターを設置する。

##### (2) 改正年月日

平成 3 0 年 4 月 1 日

#### 3 臨時代理年月日

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

東広島市教育委員会規則第9号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市教科等指導支援員の項の次に次のように加える。

東広島市特別支援教育相談員	指導課	月額147,100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育上特別の支援を必要とする幼児、児童生徒等に係る教育相談の実施</li> <li>(2) 学校、保育所等における支援の状況等の実態に関する調査</li> <li>(3) 通級指導教室（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の特別の教育課程をいう。）を担当する教員への指導及び助言</li> <li>(4) 教育支援委員会（附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）別表に掲げる東広島市教育支援委員会をいう。）に関する事務</li> <li>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、主管部長が必要と認める事務</li> </ul>
東広島市スクールサポートコーディネーター	指導課	月額147,100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校支援者（教科等の指導、学校運営、学校環境等に関する相談の対応及び支援を行う者として</li> </ul>

			<p>教育委員会の登録を受けたものをいう。以下この項において同じ。)の登録に係る受付及び決定に関する事務</p> <p>(2) 幼稚園の園長及び小中学校の校長からの学校支援者に対する相談の受付</p> <p>(3) 幼稚園、小学校及び中学校と学校支援者との連絡調整に関する事務</p> <p>(4) 学校支援者の幼稚園、小学校又は中学校への派遣に係る事務</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、主管部長が必要と認める事務</p>
東広島市部活動支援員	指導課	1時間につき 1,600円	<p>(1) 部活動における実技及び安全の確保に関する指導</p> <p>(2) 大会、練習試合等への児童生徒の引率</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、主管部長が必要と認める事務</p>
東広島市外国語指導助手コーディネーター	指導課	1時間につき 1,000円	<p>(1) 外国語指導助手（東広島市外国語指導助手設置規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）第1条に規定する外国語指導助手をいう。以下この項において同じ。）と教育委員会及び学校との連絡調整に関する事務</p> <p>(2) 外国語指導助手の転入及び転出に係る事務</p> <p>(3) 外国語指導助手の日常生活の支援</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、主管部長が必要と認める事務</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）新旧対照表

新				旧			
別表（第5条、第6条、第14条関係）				別表（第5条、第6条、第14条関係）			
職名	所属	報酬の額	職務の内容	職名	所属	報酬の額	職務の内容
東広島市 特別支援 教育相談 員	指導課	月額147,100 円	(1) 教育上特別の支援 を必要とする幼児、児 童生徒等に係る教育 相談の実施 (2) 学校、保育所等に おける支援の状況等 の実態に関する調査 (3) 通級指導教室（学 校教育法施行規則（昭 和22年文部省令第 11号）第140条の 特別の教育課程をい う。）を担当する教員 への指導及び助言 (4) 教育支援委員会に 関する事務 (5) (1)から(4)までに 掲げるもののほか、主 管部長が必要と認め る事務				
東広島市 スクール サポート コーディネ ーター	指導課	月額147,100 円	(1) 学校支援者（教科 等の指導、学校運営、 学校環境等に関する 相談の対応及び支援 を行う者として教育 委員会の登録を受け たものをいう。以下こ の項において同じ。） の登録に係る受付及 び決定に関する事務 (2) 幼稚園の園長及び				

新				旧			
			小中学校の校長から の学校支援者に対す る相談の受付 (3) 幼稚園、小学校及 び中学校と学校支援 者との連絡調整に関 する事務 (4) 学校支援者の幼稚 園、小学校又は中学校 への派遣に係る事務 (5) (1)から(4)までに 掲げるもののほか、主 管部長が必要と認め る事務				
東広島市 部活動支 援員	指導課	1時間につき1,6 00円	(1) 部活動における実 技及び安全の確保に 関する指導 (2) 大会、練習試合等 への児童引率 (3) (1)及び(2)に掲げ るもののほか、主管部 長が必要と認める事 務				
東広島市 外国語指 導助手コ ーディネ ーター	指導課	1時間につき1,0 00円	(1) 外国語指導助手 （東広島市外国語指 導助手設置規則（平成 29年東広島市教育 委員会規則第9号）第 1条に規定する外国 語指導助手をいう。以 下この項において同 じ。）と教育委員会及 び学校との連絡調整 に関する事務				

新				旧			
			<u>(2) 外国語指導助手の 転入及び転出に係る 事務</u> <u>(3) 外国語指導助手の 日常生活の支援</u> <u>(4) (1)から(3)までに 掲げるもののほか、主 管部長が必要と認め る事務</u>				
(略)				(略)			